

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	施設の整備改善その他の強制処分命令		
根拠法令・条項	墓地、埋葬等に関する法律第19条		
所管課	保健所 環境薬務課		
処分基準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>・設定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>墓地又は納骨堂の経営者が、「堺市墓地等の経営の許可等に関する条例」第16条第1号から第5号のいずれかに該当するときは、「墓地、埋葬等に関する法律」第19条に規定する当該施設の整備改善その他の強制処分命令を行うことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「墓地、埋葬等に関する法律」第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。 ・「堺市墓地等の経営の許可等に関する条例」第16条 市長は、墓地又は納骨堂の経営者が、次の各号のいずれかに該当するときは、法第19条に規定する当該施設の整備改善その他の強制処分命令を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 正当な理由なく許可を受けた日から6月を経過しても工事に着手しないとき。 (2) 正当な理由なく工事に着手した日から1年を経過しても工事が完成しないとき。 (3) 許可の申請内容に虚偽があったとき。 (4) この条例の規定に違反したとき。 (5) 前各号に定めるもののほか、公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が必要と認めるとき。 		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴聞	・弁明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)		
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項		